

平成25年11月7日風力部会資料

青環第13339号

平成25年11月 1日

経済産業大臣 茂木敏充 殿

青森県知事 三村申吾

上北小川原風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する  
環境の保全の見地からの意見について

のことについて、電気事業法第46条の7第1項の規定に基づき、環境影響評価法第10条第1項の環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

今後、貴職が行う審査におかれましては、本意見を十分勘案いただきますようお願いいたします。

## 上北小川原風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

### 1 総括的事項

(1) 環境影響評価準備書の作成に当たっては、文献資料調査や専門家からの意見聴取等により、地域特性及び最新の知見を踏まえた上で調査、予測及び評価を行い、その結果を具体的に準備書に記載すること。

特に動物、植物及び生態系については、既存文献資料調査が不十分であることから、国、県、市町村及び専門家等に確認するなどにより、十分な文献資料調査を行った上で、地域特性に関する情報を整理し、その結果において環境に対する影響が新たに想定される場合は、環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法を必要に応じて見直すこと。

(2) 対象事業実施区域周辺には、既設及び計画中の風力発電所が存在し、工事中及び供用時に騒音や低周波音、景観、動植物等への影響が複合的なものになるおそれがあることから、必要に応じて周辺における風力発電事業を踏まえた環境影響評価を実施すること。

### 2 個別事項

(1) 対象事業の目的について、事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかに示すとともに、対象事業の内容の具体化の過程における環境保全に係る検討の経緯及びその内容を準備書に記載すること。

(2) 対象事業実施区域における土地利用計画及び工事の詳細な計画が不明であることから、事業実施に伴う取付道路等の位置並びに運搬のための樹木伐採の場所及び規模並びに工事中の濁水対策等を明らかにした上で、これに係る環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討を行い、その結果を準備書に記載すること。

また、付帯施設の検討に当たり、環境に配慮した事項等がある場合は、その内容を具体的に準備書に記載すること。

(3) 風車の影に係る調査期間及び予測対象時期について、適切な期間・時期を選定して調査、予測及び評価を行い、その結果を調査期間等の選定理由とともに準備書に記載すること。

(4) 対象事業実施区域周辺の鷹架沼は、「小川原湖湖沼群」として「日本の重要湿地500」に指定されており、鳥類が湖沼間及び穀類農地を頻繁に移動するなど鳥類の重要な生息環境となっていることを考慮した環境影響評価を実

施すること。

特に渡り鳥の調査、クイナ類やヨシゴイ等の夜間調査、濃霧時の鳥類への影響調査については、文献調査及び専門家からの意見聴取等により、適切な調査地点、時期及び時間帯等を選定して実施すること。

(5)事業実施区域の周囲には、重要な水生生物が生息・生育し、工事の実施に伴い影響を受ける可能性があることから、文献調査及び専門家からの意見聴取等により、適切な調査地点及び時期を選定して調査、予測及び評価を行うこと。